

3月の土曜開庁は**2日・30日**です

3月の土曜開庁は3月2日・30日です。役場(本庁)の住民・福祉・税務などの一部窓口と各出張所を開庁しています。本庁、出張所ともに午前8時30分から正午までとなります。

☎住民課住民係 ☎ 142～146



庁舎内 FAX 番号内訳表		
フロア	内線番号	FAX 番号
1 階	120～138	274-1050
	140～158	274-1101
	上記以外の 100 番台	274-1051
2 階	242～256	274-1053
	上記以外の 200 番台	274-1052
4 階	300～424	274-1054
	上記以外の 400 番台	274-1055
5 階	500 番台	274-1056
6 階	600 番台	274-1057

**無料相談**

相談種類	曜日(祝日除)	時間	相談場所	連絡先
住民相談(弁護士等が相談を受けます)	第1・3木曜	13:00～17:00	役場1階住民相談室(要予約)	総務課(内線404・405)
女性相談	第2・4金曜	11:00～15:30	役場1階住民相談室(要予約)	総務課(内線404・405)
外国人生活相談	①毎週月曜 ②毎週木曜	①10:00～13:00 ②13:00～16:00	ふじみの国際交流センター (☎相談は269-6450)	総務課(内線404・405)
内職相談	毎週水曜	10:00～16:00	役場2階内職相談室	内職相談室(内線292)
消費生活相談	①毎週火・金曜 ②毎週月・水・木曜	10:00～16:00	①役場2階消費生活相談室 ②観光産業課	①消費生活相談室(内線292) ②観光産業課(内線214)
子育て相談	毎週月～金曜	随時受付	各保育所・子育て支援センター	第1保育所☎258-0512 第2保育所☎258-6858 第3保育所☎258-9961 子育て支援センター☎258-5106
こども家庭何でも相談	毎週月～金曜	9:00～17:00	役場1階こども支援課	こども支援課☎258-0055
教育相談	毎週月～金曜	10:00～16:00	総合体育館4階教育相談室 電話相談は☎274-1023	学校教育課(内線522)
大人の健康相談	第3木曜	9:00～15:30	保健センター(要予約)	保健センター☎258-1236
こころの健康相談	第2火曜	14:00～16:00	地域生活支援センター(要予約)	福祉課障がい者支援係 (内線176～178)
高齢者相談 (介護・認知症相談)	①月～金曜 ②月～土曜 ③火～土曜	①8:30～17:15 ②・③9:00～17:00	①地域包括支援センター ②みずほ苑 ③はなまる	①地域包括支援センター(内線188・189) ②みずほ苑☎258-9488 ③はなまる☎258-7067
リハビリ相談 (65歳以上対象)	第2水曜	10:00～12:00	藤久保公民館2階図書室(要予約)	地域包括支援センター (内線188・189)
福祉・生活相談 生活なんでも相談	毎週月～金曜	8:30～17:15	社会福祉協議会	社会福祉協議会☎258-0122
不動産相談	第3水曜	13:00～16:00	役場1階相談室(要予約)	都市計画課(内線238)
マンション管理相談	第3月曜	13:30～16:30	役場1階相談室(要予約)	都市計画課(内線238)

**【学生納付特例制度】と【若年者納付猶予制度】**

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の人は一時的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の人にも含まれます。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、3月中に継続申請のハガキが送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上返送く

ださい。

また、学生でない30歳未満の人の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けられなくなります。なお、承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることのできる「追納制度」を利用することをお勧めします。

詳しくは住まいの市町村役場または近くの年金事務所まで問い合わせください。

☎住民課保険年金係☎156

**ゆずります ゆずってください**

モノを買う前、捨てる前に、ぜひご利用ください。モノを長く大切に持って、節約やごみの減量に取り組みましょう。

**▶ゆずります**

- ①B型ベビーカー ②ふみ台兼用補助便座おまる ③ひな人形(ガラスケース入り・木目込み人形) ④健康器具(ロディオボーイ) ⑤ピコの本体とソフト(ゲーム) ⑥幼児用ビデオ ⑦プラストマシーン(ガラスを削る工具)

**▶ゆずってください**

- ①ノートパソコン ②ベビーカー ③ベビーベット ④24インチ自転車(男児) ⑤ガスコンロ(プロパン) ⑥双子用乳母車 ⑦乳児三輪車 ⑧テント ⑨トランポリン

kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp

☎環境課環境対策係☎216・217

**引越しの季節! 転入・転出などの手続きを忘れずに**

各種届出の受付は住民課のみの取り扱いです。出張所では手続きができませんのでご注意ください。また、外国籍の方は住居地届出も合わせて行う必要があります。

届け出	届出期間・必要なもの
転入届	転入した日から14日以内 転出証明、年金手帳(加入者)、国民健康保険証(三芳町の国保に加入している世帯に国保加入者として転入したとき)
転出届	転出する前 国民健康保険証(加入者のみ) 印鑑登録証の返却(登録者のみ) 引っ越しをしてから14日以内
転居届	国民健康保険証(加入者のみ) 国民年金手帳(加入者のみ)
世帯変更	変更があった日から14日以内 国民健康保険証(加入者のみ、世帯合併のときは両方の保険証)

**電話予約で住民票の写しを「土・日」も受け取れます**

▶利用できる人…本人または同一世帯の家族

▶予約方法…原則金曜日9:00～16:00までに電話で住民課へ申込み。(金曜日が祝日や年末年始の閉庁日は除く。)

▶受渡し…土・日曜日8:30～17:00、役場地下1階の日直室

▶必要な物…身分証明書、手数料

**証明書等を郵送で申請する方法**

▶申請できる証明書…住民票の写し、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し等

※戸籍関係は本籍地が三芳町の場合。それ以外は、本籍地に請求してください。

▶申請方法 次の①～④を同封し郵送  
①申請書に本籍地、筆頭者、住所、氏名、

電話番号、必要書類と枚数、使用目的を明記、②返信用封筒に80円切手を貼付、③手数料額の定額小為替、④身分証明書のコピー

**《身分証明書の提示のお願い》**

各種届出の受付、各種証明書(住民票・戸籍等)を請求する際、個人情報の保護や不正取得を防止するため、本人確認が法律上のルールとなっています。

▶身分証明書…運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳等

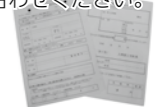
**【注意】**

※代理人申請の場合は、委任状の提出および身分証明書が必要です。

※届出に必要なものは個人により若干異なるため、下記へ問い合わせください。

☎住民課住民係

☎142～146



- 不動産登記(相続・担保抹消等)
- 商業登記(会社設立・有限→株式移行等)
- 債務整理、破産、過払金請求
- 成年後見相談・申立書類作成
- 裁判所提出書類作成、簡易裁判所代理業務

司法書士はあなたの街の法律家です!!

谷内里美司法書士事務所

◆みずほ台駅西口徒歩8分

電話 049(274)7785

まずはお気軽にお電話下さい

**造園株式会社大門造園**

造園工事・剪定・エクステリア

お気軽にお問い合わせください

上富1764-6 TEL259-1200

http://www.1200daimon.com



新しいドラマがここからはじまる

**みよし観光バス**

- 観光旅行から冠婚葬祭等のバスの手配を承ります。
- 各種バスツアーも用意しております。
- お気軽にお問い合わせ下さい。

ミヨシトータルサービス株式会社  
〒354-0045 埼玉県入間郡三芳町上富1496-4  
TEL.049-258-1987 FAX.049-258-1964

何でもお気軽にご相談ください  
土・日とも相談応じます

川越駅徒歩3分 くわしくはホームページにて  
http://www.motoyama-lawoffice.com

**本山法律事務所**

弁護士 本山賢太郎(元裁判官)  
(埼玉弁護士会所属)(川越商工会議所アドバイザー)

049-249-1688

**家庭菜園 から 大型農機具 まで...**

**株式会社 谷澤商会**

〒354-0003 埼玉県富士見市南畑新田202

TEL 049-251-3421

E-mail kk.yazawa.001@tbg.t-com.ne.jp



営業時間

ランチ AM11:30～PM3:00(ラストオーダーPM2:00)

ディナー PM6:00～PM10:00(ラストオーダーPM9:00)

◆ランチメニュー 840円～

◆ご予約も承ります

定休日:月曜日/第1・3日曜日

☎ FAX 049-259-3509

三芳町北永井505-6

上福岡駅東口徒歩1分

民事・離婚・相続・医療過誤・交通事故(相談料30分5000円)

借金整理・破産・個人再生・過払金請求(相談料無料)

弁護士費用の分割のご相談にも応じます

秋山誠法律事務所 お気軽にお電話でご予約下さい

埼玉弁護士会 弁護士 秋山 誠

相談予約 ☎ 049-267-8444  
ふじみ野市上福岡1-6-38 花磯ビル3階